

楽天ブルベア・マネープール

追加型投信／国内／債券

商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年1回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書（交付目論見書）により行なう「楽天ブルベア・マネープール」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月16日に関東財務局長に提出し、2026年3月17日にその効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行ないます。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は、投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。
- 当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社の照会先

Rakuten 楽天投信投資顧問

<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>
電話：03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

【委託会社】ファンドの運用の指図を行なう者

楽天投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1724号

設立年月日：2006年12月28日

資本金：150百万円（2025年12月末現在）

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

5,812,508百万円（2025年12月末現在）

【受託会社】ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、安定した収益の確保を目指した運用を行ないます。

ファンドの特色

本邦通貨建ての短期公社債を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指した運用を行ないます。

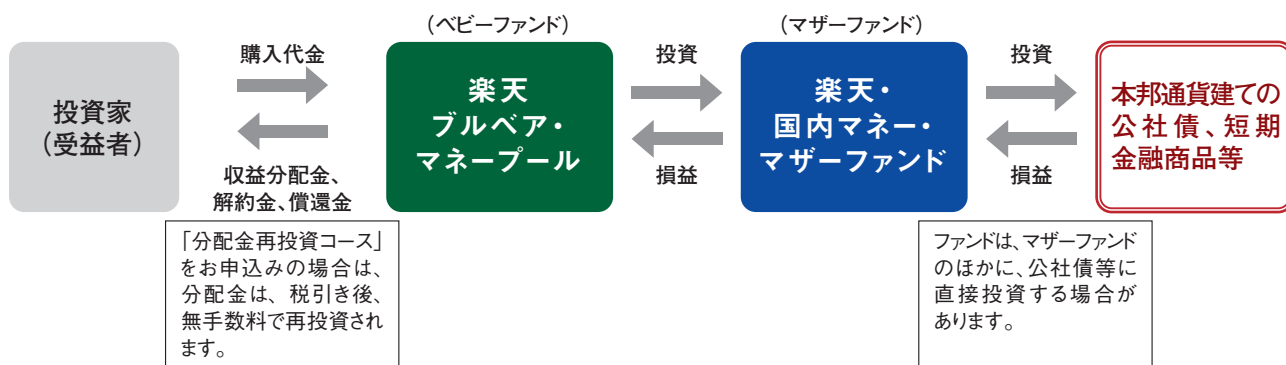
- ・本邦通貨建ての短期公社債を実質的な主要投資対象とします。
ファンドは、親投資信託である「楽天・国内マネー・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
なお、公社債等に直接投資する場合があります。
- ・ファンドは、「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天・日本株トリプル・ベアⅥ」からのスイッチングと同様のお申込みでのみ取得可能なファンドです。

●投資方針

- ・主として、マザーファンドの受益証券に投資を行なうことで、本邦通貨建ての短期公社債に実質的に投資を行ない、安定した収益の確保を目指した運用を行ないます。
- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、本邦通貨建ての短期公社債に直接投資する場合があります。
- ・ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの取引状況、その他取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに定める外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。

●ファンドの仕組み

- ・ファンドは、「楽天・国内マネー・マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」）とするファミリーファンド方式で運用しますので、「実質的な主要投資対象」とはマザーファンドを通じて投資する主要な投資対象をいいます。
- ・ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からの投資資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。



ファンドの目的・特色

分配方針

- ・毎年6月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として、マザーファンドの受益証券を通じて、本邦通貨建ての短期公社債など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、**基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**投資信託財産に生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**投資信託は**預貯金と異なります。**

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

● 主な変動要因

金利変動リスク	金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。ファンドは実質的に公社債等に投資しますので金利の変動によりファンドの基準価額が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落しファンドの基準価額が下落する場合があります。
信用リスク	公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。ファンドは実質的に公社債等に投資しますのでこれらの影響を受けファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。ファンドが実質的に主として投資する公社債などの有価証券について流動性が低下した際に売却する場合にはその影響を受けファンドの基準価額が下落する可能性があります。 また、これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金移動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

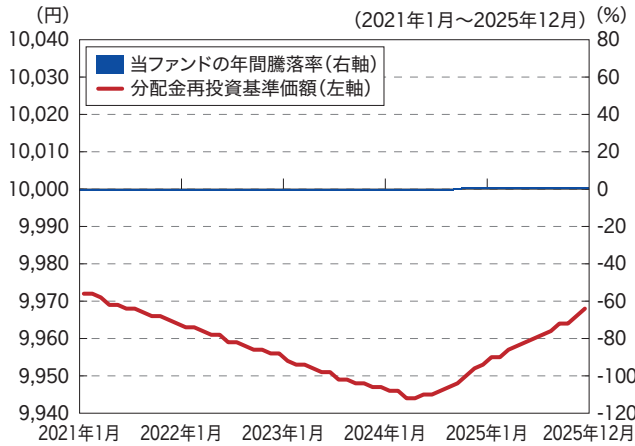
リスクの管理体制

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。コンプライアンス部は、投資信託財産の運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリング、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款の遵守状況等のモニタリングを行います。それらの結果に基づき、必要に応じて是正指導を行うなど、適切な管理・監督を行います。

また、コンプライアンス部は投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを行うとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

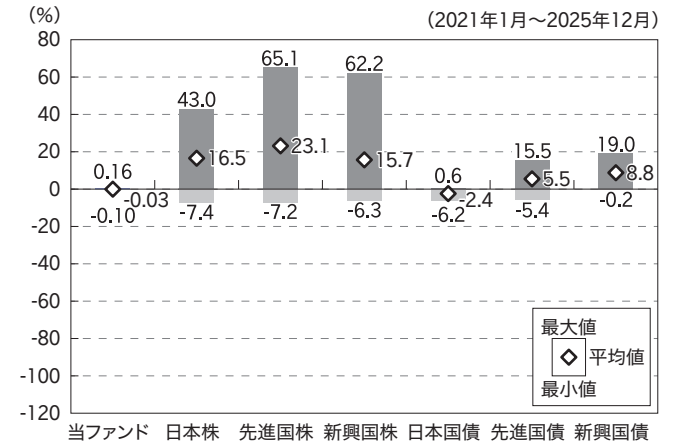
参考情報

■ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)
- 先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)
- 新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)
- 日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)
- 先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)
- 新興国債・・・ブルームバーグ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

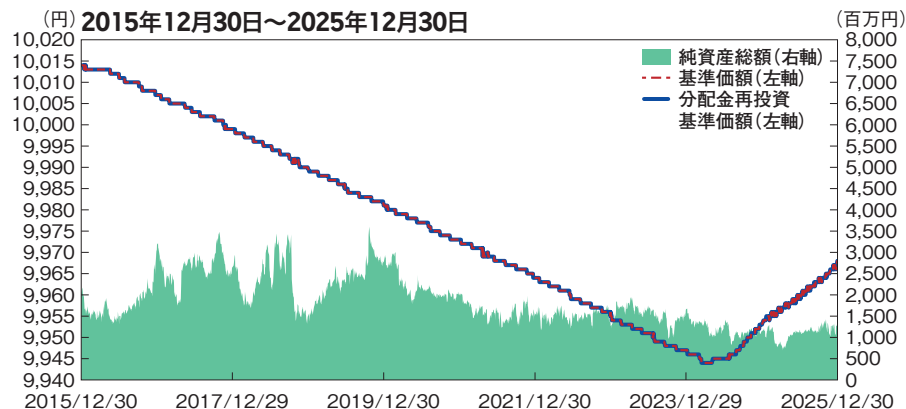
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

運用実績

2025年12月30日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	9,968円
純資産総額	1,329 百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移 (10,000 口当たり、税引前)

決算期	第11期 2021年6月	第12期 2022年6月	第13期 2023年6月	第14期 2024年6月	第15期 2025年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

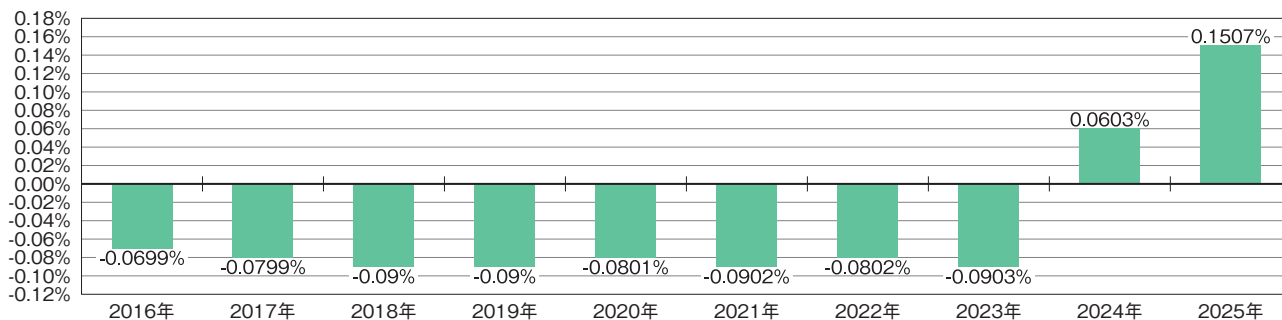
主要な資産の状況

資産別構成	投資比率
株式	0.0%
公社債	0.0%
短期金融資産、その他	100.0%
合計	100.0%

※当ファンドは親投資信託を組入れますので、投資比率は実質比率を記載しております。

年間収益率の推移 (暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2025年は12月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社またはお申込みコースにより異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目に以降に受益者にお支払いします。
申込締切時間	原則として、営業日の午後3時20分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年3月17日から2026年9月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
スイッチング	「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天・日本株トリプル・ベアⅥ」の間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。 なお、販売会社によってスイッチングと同様のお取扱いがない場合等があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、購入・換金申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2028年6月14日まで（2010年6月25日設定） ※ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。
繰上償還	委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が1億口を下回ることとなった場合、または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、毎年6月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、原則として「収益分配方針」に基づいて分配を行ないます。 ※ただし、必ず分配を行なうものではありません。 (注)当ファンドには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公告	委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない次のアドレスに掲載します。 https://www.rakuten-toushin.co.jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	ありません。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。 ※ファンドの運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、投資信託財産中から支弁します。				運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
運用管理費用 (信託報酬) の配分	コール・レート	0.40%未満	0.40%以上 0.65%未満	0.65%以上	
	合計	年0.1650%以内 (税抜0.150%以内)	年0.3300% (税抜0.300%)	年0.6050% (税抜0.550%)	
	委託会社	年0.0770%以内 (税抜0.070%以内)	年0.1540% (税抜0.140%)	年0.3080% (税抜0.280%)	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年0.0715%以内 (税抜0.065%以内)	年0.1430% (税抜0.130%)	年0.2420% (税抜0.220%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年0.0165%以内 (税抜0.015%以内)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0550% (税抜0.050%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	※前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、短資協会が発表する無担保コール翌日物の加重平均レートにおける当該各月の前月最終5営業日間の最低レート（以下、「コール・レート」といいます。）に応じた上表の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンの翌日物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンの翌日物レートをコール・レートとし、上表の率として見直す場合があります。				
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料は、投資信託財産中から支払われます。 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・投資信託財産にかかる監査報酬 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用（注） ・その他投資信託財産の運営にかかる費用（注） ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等 監査報酬は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に支払われます。 その他の費用・手数料等はその都度支払われます。 （注）該当業務を委託する場合のその委託費用を含みます。 ※委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該費用・手数料等の一部もしくは全てを負担する場合があります。 ※これらの費用・手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。				・信託事務の処理に要する諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、投資信託財産において資金借入れを行なった場合の利息 ・投資信託財産にかかる監査報酬：監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用 ・その他投資信託財産の運営にかかる費用：計理業務およびこれに付随する業務にかかる費用 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

※費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

手続・手数料等

税金

税金は、下表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税されます。 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記と異なります。

※上記は、2025年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2024年6月18日～ 2025年6月16日		
総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.32%	0.32%	0.00%

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]

Rakuten 樂天投信投資顧問